

## 別紙—4

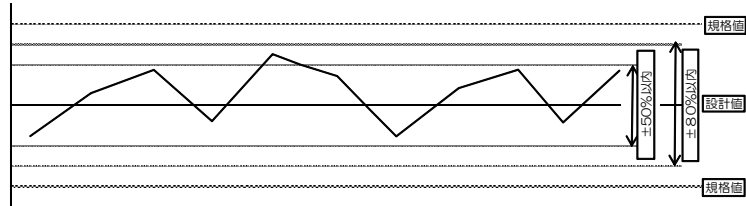
### 【記入方法及び留意事項】

#### 1. 出来形及び品質のバラツキの考え方

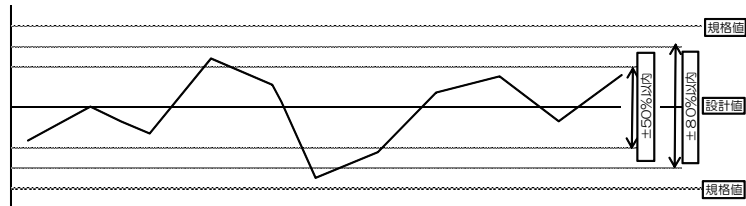
##### 【管理図の場合】

###### 【上・下限値がある場合】

①ばらつきが概ね50%以下と判断できる例

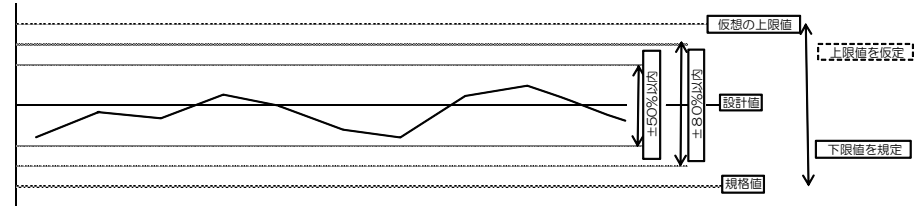


②ばらつきが概ね80%以下と判断できる例



※概ねとは、打点数の90%以上とする。

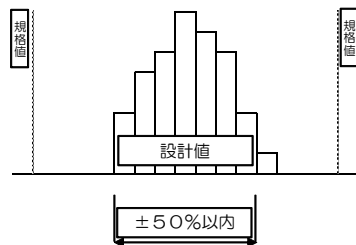
###### 【下限値のみの場合】



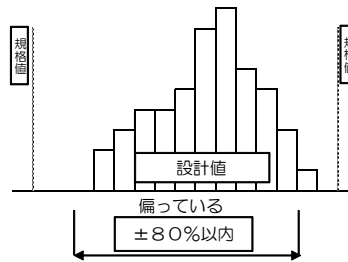
※上限値のない場合のばらつきへの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定しばらつきの%を考慮する。

##### 【度数表またはヒストグラムの場合】

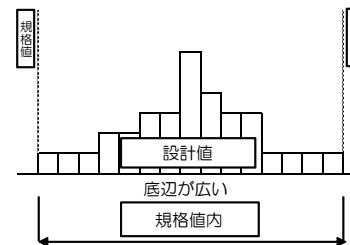
【ばらつきが小さい】  
(概ね50%以内)



【ばらついている】  
(概ね80%以内)



【ばらつきが大きい】  
(概ね80%以上)



#### 2. 多工種複合工事の取り扱い

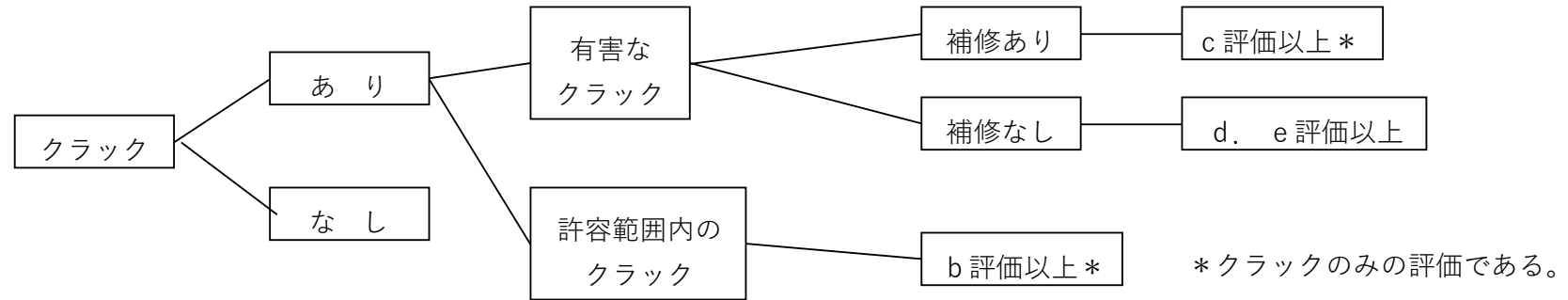
- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りでない。
- (2) コンクリート橋はプレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

#### 3. コンクリート構造物のクラックについて

「有害なクラック」としないクラックは、構造物に発生したクラックの内、「**コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013**」第4章、4.2 評価Ⅰの手法を参考に下記のとおりとする。

なお、有害なクラックが補修済であっても「有害なクラックが発生していた事実」をもって、有害なクラックがあるものとする。

- (1) コンクリートの耐久性（鋼材の腐食として鉄筋コンクリートを対象としているが、無筋コンクリートも同様とする）進行性のないクラックを対象とし、表面の幅が0.2mm以下のクラック
- (2) 防水性・水密性が求められる構造物（鉄筋及び無筋コンクリート）進行性のない貫通するクラックを対象とし、表面の幅が0.05mm以下のクラック



クラックが発生した構造物は、検査の前までに発注者と協議して対応する。

1. 有害なクラックについては、補修されている場合でも、「・有害なクラックがない」のチェック項目は×とする。補修されていなければ、d以下の評価とする。
2. 有害なクラック以外は「・有害なクラックがない」のチェック項目は○とし、b評価以上とする。
3. 補修を必要とするひび割れがある場合に、ひび割れ調査を実施していないときは、評価を1ランク落とすものとする。
4. 出来ばえについて、適切な補修等がしてある場合は「クラックなし」とする。

\* 1 新潟県土木工事標準仕様書別添様式-2のひび割れ調査票の必要があるコンクリート構造物とは、高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない）とする。

\* 2 上記\* 1以外の鉄筋及び無筋コンクリート構造物については、別添様式-2を求めないが、独自にひび割れ調査を行うものとする。ただし、コンクリートの品質、打込み方法、型枠・支保工の設置・撤去、養生方法等、材料・施工に起因して発生した可能性を精査し、品質に関する評価対象項目を適切に評価し判定するものとする。なお、クラックについては、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」（土木学会）を参考とできるが、「コンクリート診断士」に相談することも考慮する。

#### 4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。